

平成23年 教育委員会第18回定例会 会議録

日 時 平成23年10月25日(火) 午前10時00分～午前11時32分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【図書・文化資源担当課】

- (1) 『議案第41号』千代田区立図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
- (2) 『議案第42号』千代田区立四番町歴史民俗資料館条例施行規則を廃止する規則

【子ども総務課】

- (1) 『議案第43号』千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 『議案第44号』千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- (3) 『議案第45号』日比谷図書文化館において文化財事務を行う職員に区長の補助職員を充てることについて

【図書・文化資源担当課】

- (1) 『議案第46号』日比谷図書文化館文化財事務室処務規程

【子ども支援課】

- (1) 『議案第47号』千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例

【子ども施設課】

- (1) 千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

【子ども支援課】

- (1) 千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例等

第 3 報告

【子ども施設課】

- (1) 神田保育園本園舎・(仮称)神田淡路町高齢者施設の建設
(淡路町二丁目西部地区第一種市街地再開発事業南街区施設)

【学務課】

- (1) 麹町中学校の棚・ロッカー・収納等他1件の購入

【指導課】

- (1) 主幹・主任教諭 公募について

【図書・文化資源担当課】

(1) 千代田区立図書館に係る指定管理者の指定

(2) 区立四番町図書館の改修工事

第 4 その他

【子ども総務課】

(1) 九段中等教育学校 連絡橋整備に関する経過と予定

出席委員 (5 名)

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	古川 紀子
教育委員	近藤 明義
教育長	山崎 芳明

出席職員 (7 名)

参事(子ども健康担当)	清古 愛弓
子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事	高橋 誠一郎
子ども施設課長	佐藤 尚久
子ども支援課長	依田 昭夫
学務課長	平井 秀明
指導課長	坂 光司
図書・文化資源担当課長	前田 康行

欠席職員 (3 名)

子ども・教育部長	高山 三郎
次世代育成担当部長	保科 彰吾
児童・家庭支援センター所長	山下 律子

書記 (2 名)

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長

おはようございます。

それでは、開会に先立ちまして、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することといたしますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、ただいまから平成23年教育委員会第18回定例会を開会いたします。

本日、保科次世代育成担当部長と山下児童・家庭支援センター所長は欠席でございます。

また、高山子ども・教育部長は、別の会議のために遅参の予定でございます。

さらに、今回の署名委員は、中川委員にお願いをいたします。

本日の議事日程は、お配りしてあるとおりでございますけれども、図書・文化資源担当課長が他の会議の出席と重なっているために、順序を入れかえまして、同課長の案件を先に審議したいと思います。第1、議案の関連部分の審議の後に、第3、報告の図書・文化資源担当課所管の2件を先に取り扱うことといたしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

日程第1 議案

図書・文化資源担当課

- (1) 『議案第41号』千代田区立図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
- (2) 『議案第42号』千代田区立四番町歴史民俗資料館条例施行規則を廃止する規則

子ども総務課

- (1) 『議案第43号』千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 『議案第44号』千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- (3) 『議案第45号』日比谷図書文化館において文化財事務を行う職員に区長の補助職員を充てることについて

図書・文化資源担当課

- (1) 『議案第46号』日比谷図書文化館文化財事務室処務規程

市川委員長

それでは、日程第1、議案に入ります。

初めに、議案第41号、千代田区立図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日等を定める規則、及び議案第42号、千代田区立四番町歴史民俗資料館条例施行規則を廃止する規則の2件につきまして、関連する議案でございますので、図書・文化資源担当課長からまとめて説明を願います。

図書・文化資源担当課長

それでは、議案第41号、第42号につきまして、関連するものですので、まとめてご説明させていただきます。

まず、制定理由でございます。議案第41号です。千代田区図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日等を定める規則の制定でございます。

少しわかりにくい名称なんです、日比谷図書文化館が、来週の11月4日正式にオープンいたします。それに伴いまして、日比谷図書文化館内に機能移転する区立四番町歴史民俗資料館を閉館するため、同資料館条例を廃止するものであります。

通常、条例を廃止する場合には、例えば本件の場合ですと、資料館条例を廃止する条例というものを、議会に提案することになるのですが、日比谷図書文化館のオープンと四番町図書館の閉館というものが、両方ともリンクい

たしますので、資料館条例の廃止条例というものを別個に議会に提案するのではなく、昨年、区立図書館条例の一部を改正する条例を提案する際に、附則のほうで資料館条例の廃止という規定も盛り込んで定めておりました。

四角で囲った「参考」のほうをごらんください。昨年の6月に議会で議決をいただきました改正図書館条例の附則でございます。その附則の第3条に、千代田区四番町歴史民俗資料館を廃止すると定めております。

この条例の施行日につきましては、8月23日の教育委員会におきまして、下のほうに書いてあります、「条例の施行期日等を定める規則」を制定していただきまして、9月1日からこの改正条例自体は施行すると決定いただきました。ただ、この中でも一部分の施行については除いております。それが、条例の附則第3条の規定の施行期日という、歴史民俗資料館の廃止にかかるものです。この部分を除きまして、8月23日は規則制定をしていただきまして、これを施行いたしました。

今回は、この8月23日に制定しました条例の施行期日を定める規則で除かれた部分、歴史民俗資料館条例の廃止に係る部分につきまして、条例を施行するというものでございます。そのため、前回定めていただいた条例につきましては、「図書館条例の改正をする条例の施行期日等」となっておりますが、今回につきましては、「図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行日」というふうに、「一部の」という言葉がついているという点で、前回と異なるところでございます。

裏面のほうをごらんください。第42号議案のほうでございます。区立四番町歴史民俗資料館条例施行規則を廃止する規則の制定でございます。

資料館条例の廃止に伴いまして、その条例の施行に必要な事項を定めました施行規則というのをあわせて廃止しなければなりません。それに関する規則を制定するものでございます。

案文のほうは、第41号議案及び42号議案をごらんください。41号議案では、「図書館条例の一部を改正する条例の施行期日等を定める規則第1条ただし書きに定める日は、平成23年11月4日とする」と定めております。

施行条例42号議案でございます。条例施行規則を廃止する規則につきましては、「資料館条例施行規則は、廃止する」と定めております。

適用期日でございます。条例の一部の施行期日を定める規則につきましては、公布日から施行いたします。また、施行規則を廃止する規則につきましては、日比谷がオープンする11月4日から施行する予定です。

説明は以上です。

市川委員長

説明は終わりましたが、それでも、「一部を改正する条例の一部の施行期日」などというふうに、正確に書かなければいけない関係で入り組んでいますけれども、説明のあったとおり、大半につきましては8月23日の当委員会で決定している事項でございますので、このように書かれているわけでございます。

特に、何かご意見、ご質問等ございましたら、どうぞお願いします。

近 藤 委 員	ありません。
市 川 委 員 長	特にございませんか。
	(「なし」の声あり)
市 川 委 員 長	はい。それでは、議案第41号及び議案第42号の2件につきまして、あわせて採決をしたいと思います。
	賛成の委員の方は挙手を願います。
	(賛成者挙手)
市 川 委 員 長	全員賛成でございますので、議案第41号及び議案第42号を決定することといたします。
	次に、議案第43号、教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則、及び議案第44号、千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則の2件につきまして、関連する案件でございますので、子ども総務課長から説明をしていただきたいと思います。
子ども総務課長	それでは、議案第43号と議案第44号、こちらも関連しておる議案でございますので、まとめてご説明申し上げます。
	議案第43号の千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則は、さきの定例会の際に、区長あて、本件について協議することをご承認いただいたものでございまして、今回提案するものでございます。具体的には、四番町歴史民俗資料館に関することの削除、それから指定管理者に関することの検討に関すること、それから、それらの文言の整理について規則改正をするということでございます。
	続きまして、議案第44号でございますが、こちらは、四番町歴史民俗資料館が廃止されることに伴いまして、それに関係します公印を廃止するものでございます。
	説明は以上でございます。
市 川 委 員 長	何かご質問等、ご発言がありますれば、どうぞお願いします。
近 藤 委 員	ありません。
市 川 委 員 長	よろしゅうございますか。
	(「なし」の声あり)
市 川 委 員 長	それでは、議案第43号及び議案第44号の2件につきまして、あわせて採決をしたいと思います。
	賛成の委員の方は挙手を願います。
	(賛成者挙手)
市 川 委 員 長	全員賛成でございますので、議案第43号及び議案第44号を決定することといたします。
	次に、議案第45号、日比谷図書文化館において文化財事務を行う職員に区長の補助職員を充てることについて、これにつきまして、子ども総務課長から説明を願います。
子ども総務課長	それでは、議案第45号、日比谷図書文化館において文化財事務を行う職員に区長の補助職員を充てることにつきまして、ご説明申し上げます。

これは、新たに設置いたします日比谷図書文化館におきまして、文化財事務を行う職員に、区民生活部図書・文化資源担当課長文化財主査の職にある者その他同課長に所属する職員をもって充てることについて、区長から協議がございました。

理由につきましては、これまで区立四番町歴史民俗資料館の職員として、区長の補助職員である区民生活部図書・文化資源担当課長に所属する職員を充てて処理していたものが、この資料館が廃止されまして、新たな区立日比谷図書文化館において文化財事務を処理することとなったことに伴いまして、日比谷図書館におきまして、従前どおり区長の補助職員が充てられるよう協議が来たものでございまして、これに対して、教育委員会として、議案のとおり回答したいということでございます。

説明は以上でございます。

市川委員長

説明が終わりましたが、何かご発言があれば、どうぞお願いします。
よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、議案第45号につきまして採決をしたいと存じます。
賛成の委員の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございますので、議案第45号を決定することといたします。

次に、議案第46号、日比谷図書文化館文化財事務室処務規程、これにつきまして、図書・文化資源担当課長から説明を願います。

図書・文化資源担当課長

議案第46号、日比谷図書館文化館文化財事務室処務規程の制定でございます。

四番町歴史民俗資料館の閉館及び日比谷図書文化館への機能移転に伴いまして、これから、今までの文化財担当が日比谷図書文化館の中で事務をすることになります。そのために、今回、今までの四番町歴史民俗資料館での事務を行うのに必要なために定めた処務規程というものを廃止いたしまして、新たに、日比谷図書文化館において文化財事務室というところを設けまして、文化財関係の処務、事務を行うのに必要な事項を定める規程を制定するものでございます。

案文につきましては、次ページ以降に掲げているとおりでございます。四番町歴史民俗資料館の処務規程と新たに制定する処務規程では、大きな変更はございませんが、今まで四番町歴史民俗資料館条例施行規則等で、その仕事の内容について、文書事務についてさまざま細かく規程されていたものですが、それが廃止されまして、図書館条例では、ただ単に、「千代田区の郷土文化の向上発展に寄与することを目的とする事業を行う」と定めておりましたただけなので、その部分を補完する意味で、第3条で、分掌事務ということで、細かく事務の追加を行っております。

ほかの規程につきましては、文言整理等でございますので、大きな変更はございません。

市川委員長	この規程の適用期日につきましては、11月4日に日比谷図書文化館がオープンしますので、その11月4日から施行するというものでございます。 説明は以上でございますけれども、何かご発言があれば、お願いをしたいと思います。 特によろしゅうございますか。 （「なし」の声あり）
市川委員長	それでは、議案第46号につきまして、採決をしたいと思います。 賛成の委員の方の挙手を求めます。 （賛成者挙手）
市川委員長	全員賛成でございますので、議案第46号を決定することといたしたいと思います。

日程第3 報告

図書・文化資源担当課

- （１）千代田区立図書館に係る指定管理者の指定
- （２）区立四番町図書館の改修工事

市川委員長	初めにも申し上げましたが、議案の途中でございますけれども、日程第3、報告の図書・文化資源担当課所管の2件を先に取り扱いたいと思います。
図書・文化資源担当課長	図書・文化資源担当課長から報告をお願いします。 日程の変更をお願いして、申しわけありません。 報告事項のまず第1点目です。千代田区立図書館に係る指定管理者の指定でございます。 区立図書館の指定管理者の指定につきましては、9月22日に第1回の一次審査、書類審査のほうを実施いたしまして、二次審査はプレゼンテーション審査ですが、それに進む応募者を決定いたしました。現在、千代田区立図書館においては、2社応募がありまして、そのうち一次審査でふるいにかけて、実は、今、10時から二次審査のほうを行っております。 一次審査では、あくまでも書類選考で、千代田区立図書館の指定管理者をやる基本的な能力があるかどうかというものを審査いたしました。本日、今行っている二次審査では、その基本的能力が認められるという応募者の中から、どの会社が一番最も高いレベルのサービスを提供するかということで、二次審査のほうをただいま実施しているところでございます。 第3回、審査、最終的な指定管理者の候補者の選定につきましては、現在、来週の11月1日に第3回の委員会を開催しまして、選定していきたいと思っています。それを踏まえまして、次回の11月8日の教育委員会で、改めて正式に候補者のほうの協議をお願いしたいと思っています。 ご報告は以上です。
市川委員長	四番町図書館の件もどうぞ。

引き続き、四番町図書館の改修工事についてでございます。資料をつけております。

区立四番町図書館につきましては、区民の皆様身近な図書館として長年親しまれてきましたが、昭和61年9月の開館から20年以上経過いたしまして、区民の皆さんから子育て機能の充実の要望が寄せられております。また、設備の老朽化も非常に目立つようになってまいりました。そこで、併設する四番町歴史民俗資料館が日比谷図書文化館へ移転するのを期に、1階部分は資料館と図書館が併用する形になっていましたが、資料館がなくなったところの部分を含めて、1階部分全体を図書館として拡張し、子育て機能の充実と老朽化設備の更新を図るものでございます。

改修工事費につきましては、全額、国の平成22年度の補正予算で創設されました地域活性化交付金を活用いたしますので、区からの持ち出しはなく改修工事ができるというものでございます。

四番町図書館の概要については、以下に書いてあるとおりでございます。

特徴といたしましては、一番下の図書の構成比というところをごらんください。全体図書の4万冊の図書のうち、22%が児童書が占めており、近くに小学校等ありますので、お子さんの利用が非常に多い図書館でございます。

2番目の改修工事案でございます。

まず、1点目は、児童室と授乳室の新設でございます。次ページに別紙をつけさせていただいております。別紙を参考に見比べていただければと思います。

まず、別紙のほうで、カラーで、上のほうに「改修前」とつけておりますが、黄色の部分図書館部分でございます。水色の部分、約170㎡、展示室と歴史民俗資料館、歴民の事務室と会議室の170㎡が今回日比谷に移転することにより、図書館部分として拡張されます。

まず、1点目の児童室と授乳室の新設でございます。今までは一般開架コーナーに隣接して、児童コーナーというものがございました。改修前の図面で言うと、下のほうになります。「児童コーナー（50㎡）」と書いてあるところであります。ここにつきましては、一般開架コーナー、一般閲覧室等、大人との方の閲覧室と隣接している、壁も何もないコーナーですので、お子さんたちが声を出して本を読んだりいたしますと、うるさいというクレームが図書館側に上がってきて、子どもさんもひそひそ話という、声をひそめて本を読むような環境でありました。この児童コーナーを廃止しまして、新たに、児童室、下の改修案ではオレンジ色のところになります。児童室、約93㎡を新設しまして、子ども同士、親子で声を出して読める環境に整備いたします。これは壁を設けて、ちゃんと入り口にドアを設けて、多少の声をだしても平気なような環境にしたいと思っております。また、その児童室は靴を脱いで入るようにいたしまして、室内には子ども用の閲覧席を8席設け、また子ども用の座卓等を設置する予定であります。また、乳幼児連れの保護者の方のために、上のほうにあります図書館事務室というところを授乳室に変

える予定であります。授乳室につきましては、ベビーベッドや調乳用の給湯設備を整えて、整った設備にする予定になります。

2番目に、床のタイルの張替えでございます。今までは床がタイルでしたので、お子さんたちが少し走ったりすると、音がうるさくて響いてしまって、かなり苦情が出ていたところなのですが、その従来の床タイルを防音カーペットに張り替えて、静かな落ちついた読書環境に整備したいと考えております。

また、多目的トイレへの改修でございます。1階のトイレを多目的トイレに改修しまして、利用者の利便性を図ります。

4点目は、個人利用席の新設でございます。今まで閲覧室というものがあつたのですが、長テーブル6台、12席ほどありましたが、かなり奥のほうにありますし、一つのテーブルに1人の方が、ほかの方が座れないように荷物を広げて座るということで、なかなか多くの方の利用に供していませんでした。それを廃止しまして、個人用のブース席を新たに16席設けて、多くの方に利用していただきたいと考えています。

また、5点目は、オープンスペースの新設でございます。入り口に入って左手にありました資料館の展示室を、オープンスペースとして変更する予定でございます。丸テーブルを約3台、12席設けるとともに、窓際にはカウンター席、マクドナルドとかスターバックスとか、ああいうところにあるようなカウンター席を12席ほど設けまして、全体で約24席設置して、無線LANも導入いたしまして、パソコンを持ち込んで、そこで作業ができるような環境にしたいと考えています。

また、あわせて、事前予約制により、丸テーブル等を撤去し、テーブルを組みかえれば、会議室にも転用可能な施設にしたいと考えています。

裏面です。

その他の照明器具の交換や壁の再塗装を行って、全体を通して読書環境の向上と省エネを図ってまいります。

改修前と改修後ですが、床面積で言いますと、949㎡が1,119㎡に拡大されます。座席数ですが、全体としては60席が60席で、変更はございません。ただ、中高生・大人用の席につきましては、従来40席あつたのが52席に増えます。また、子ども用の席が18席から8席に減ることになるのですが、そのうち、これまではソファ席というものが10席ありましたが、改修後は、靴を抜いて上がるような部屋になりますので、子ども用の座卓とかを何席か設けることによって、ソファ席が10席が減ったものにつきましてはカバーしたいと考えています。

改修工事のスケジュールですが、報告が遅くなっていて大変申しわけありません。工事の都合上、春休みにオープンをしたいと考えております。そのためには、11月中旬から工事に入る必要があるということなので、日比谷がオープンします、オープン後の11月6日の土曜日から閉館をする予定であります。その後1週間をかけて、図書館の本を、地下の、歴民が出た後の、文

	化財等資料がありました収蔵庫のほうにすべての本を移転しまして、11月中旬から2月末までかけて改修工事を行います。3月に入りまして、新たに図書の再整備を行い、3月下旬、一応春休みを目指しております、開館という予定で工事を進めてまいります。 報告は以上です。
市川委員長	報告が終わりました。ご意見等、ご発言がございましたら、どうぞお願いいたします。
中川委員	子どもさん中心のとても良い施設になったんじゃないかと思うんですけども。この中で、大型本閲覧席というのがありますね。これは、本当は千代田図書館なんかに欲しいところです。調べ物をするのに、千代田図書館では、なかなかしにくいんですよね。四番町図書館とは関係ないのですが、日比谷図書文化館のほうは、同じような閲覧席みたいなものはあるんでしょうか。
図書・文化資源担当課長	大型本というのに特化した閲覧席はないんですが、閲覧席が330席ほどございます。ここの四番町図書館につきましては、大型本の閲覧席というのがつくられた経緯がよくわからないんですけども、大きい本を広げて読めるようなテーブルが4席ほどございます。普通のテーブルではなくて、少し斜めに角度のあるテーブルが4席あるんですけども。日比谷とかは、そういう席は、大型本に特化した席はございませんが、ただ、個人ブースとか広いテーブル席とか、いろんなタイプの席を設けておりますので、そういうところで対応は可能かと思っております。
市川委員長	よろしゅうございますか。
中川委員	はい。
市川委員長	ほかにいかがでしょうか。
古川委員	児童室があるのは、お子さん連れの方にすごく利用しやすいと思います。児童室の入り口なんですけれども、例えば中が見えるようになっているとか、入りやすい雰囲気だと良いなと思うんですが。
図書・文化資源担当課長	そうですね。入り口のところは、資料のオレンジ色のところの左上側になるんですが、中が見えるように、ガラスの引き戸にしようというふうに考えております。横の新聞とかのブースの壁ですけども、すべて壁にするのではなくて、一部ではガラスが入るなどの工夫はしたいと思うんですけど、場所の構造上、外からよく見えるという雰囲気の構造にはならないというところが一つ問題点なんですけど、ただ、この部屋につきましては、図書館のカウンターのほうから、なかなか中がよく見えづらい部分があるんですけども、窓が大きくとられていて、むしろ建物の外からは中がよく見えるという感じになっておりますので、そういう意味では、お子さんがたくさん入って遊んでいるという、本を読んでいるところが外からよく見えますので、多くのお子さんに来ていただければと思っています。
市川委員長	よろしいですか。
古川委員	はい。

市川委員長	それでは、ほかにご意見等、ご質問等なければ、ここで、図書・文化資源担当課長が退席をいたします。 ご苦労さまでした。
図書・文化資源担当課長	申しわけありません。 （図書・文化資源担当課長 退室）

日程第1 議案

子ども支援課

- （１）『議案第47号』千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

市川委員長	それでは、議案に戻りたいと思います。 議案第47号、千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則、
子ども支援課長	子ども支援課長から説明をしてください。 議案第47号、千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則でございます。 こちら、目的は、幼稚園申し込みの際に、その情報の利用、提供について、同意を書面上で図るというところでございます。 1枚おめくりください。左側が改正後、右側が改正前でございます。申込書の中ほど、「同意事項」というのを、今回この書面に加えさせていただくというのが変更点でございます。個人情報の利用について、同意、同意しないというところを確認するもの、個人情報の相互提供に同意する、しないというところを確認する、その他、同意事項でございます。 説明は以上でございます。
市川委員長	説明が終わりましたが、何かご質問等ございましたら、どうぞお願いをいたします。 よろしゅうございますか。 （「なし」の声あり）
市川委員長	それでは、議案第47号につきまして、採決をいたします。 賛成の委員の挙手を求めます。 （賛成者挙手）
市川委員長	全員賛成でございますので、本件は説明のとおり決定をしたいと思います。

日程第2 協議

子ども総務課

- （１）千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例

子ども施設課

- （１）千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

子ども支援課

(1) 千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例等

市川委員長	次に、日程第2、協議に入ります。
	初めに、千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例について、子ども総務課長から説明してください。
子ども総務課長	それでは、千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。
	こちらに、一番上の紙に新旧対照表が記載してあります。
	これまでは、教育長の旅費の算定方法は、国家公務員等の旅費に関する法律の中の指定職の職務にある者相当額とする規程でしたが、今般、旅費の算定方法を、区長及び副区長の給与及び旅費条例の例に倣うというふうに改定いたしました。
	あわせて、この資料、2枚おめくりいただきますと、今般、区長、副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例を、同時期に提案予定でございます。この中で、旅費に関する部分が改定されます。ですから、2段階で、区長、副区長の旅費に関する条例の一部が改正されるのにあわせて、教育長の給与、旅費に関する条例の一部が変わるというものでございます。
	これまでは、区長、副区長も、旅費の算定の方法につきまして、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき、区長は内閣総理大臣等中その他の者の相当額、副区長については指定職の相当額というふうになっていたもので、これからは一般職員の例に倣うというふうになるものでございます。これは参考資料についております。
	説明は以上でございます。
市川委員長	改正になるんですか、改悪になるんですか。
	文言上は、国の指定職というのを横引きしないという意味では、自主的になるんでしょうな。
	何かご質問等ございますれば、どうでしょう。お願いしたいと思います。
	特によろしくございますか。
	(「なし」の声あり)
市川委員長	それでは、本件はどう扱うんですかね。
子ども総務課長	今回の委員会で協議ということをお願いします。
市川委員長	条例改正の部分なんで、次に議案として出てくるんですか。
子ども総務課長	議決いただきまして、10日の議会の告示前に連絡するという、そういう段取りで。
市川委員長	じゃあ、本件はこれでよろしいということですか。
子ども総務課長	本件につきましては、次回議決させていただいて、区長部局に連絡し、条例として上げてもらうという段取りでございます。
市川委員長	例によって、また、もう一度、議案として提出されるということですね。

子ども施設課長

それでは、そのようにご理解をいただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思いますが、千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例につきまして、子ども施設課長から説明をお願いします。

学校施設使用条例の改正についてご審議をお願いいたします。

資料の1枚目の縦のペーパーですけれども、改正理由及び改正内容につきましては、現在、改築工事中の麹町中学校、ここが新築となりますので、同校の施設の使用料を改めるものでございます。

施行期日としましては、24年4月1日から施行するということになっております。ただ、事前の施設の予約等ございますので、経過措置を設けております。

3番の新旧対照表ですが、資料の裏面をごらんください。基本的に、下に別表2という表がついておりますけれども、右側の現行の表ですと、麹町小から和泉小学校ということで定めておりますが、今回、改正後は、和泉小のさらに右に、麹町中学校の使用料の限度額を定めるものでございます。使用料ですから、原価計算をして使用料を設定するわけですけれども、基本的に、富士見小学校、一番新しい富士見小学校、面積も大体同程度ということで、横並びということで定めていきたいと思っております。

なお、詳細については、規則でまた定めるものですが、後日、また教育委員会でご審議願いたいと思います。

本件については、条例でございますので、今日、協議ということでご審議いただいた後、次回、また議案として提案させていただいて、11月からの議会に上程したいというように考えております。

説明は以上でございます。

市川委員長

説明が終わりましたが、何かご意見等ございますれば、どうぞご発言願います。

近藤委員

ありません。

市川委員長

特によろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、ただいま課長から説明がありましたように、本件につきましては、次回の教育委員会に議案として提出されまして、決定することといたします。

最後になりましたが、千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例等につきまして、子ども支援課長から説明をお願いします。

子ども支援課長

千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例等でございます。

改正理由につきましては、来年度4月から、区立昌平幼稚園と新設の認可外保育施設によって、0歳から就学前の児童を受け入れる幼保一体施設として開設するということでございます。これに伴いまして、区立昌平幼稚園に新設する長時間保育等について規定するものでございます。あわせて、同施行規則の一部を改正する規則の改正についても、同時にお願いいたします。

まず、条例の改正内容でございますけれども、「長時間保育料の新設」というところです。2番目になります。現行では、入園料については1,000円いただいているところですが、変更後は、この新たな保育料のほうに組み込んでしまうということで、入園料についてはいただかないということです。短時間、長時間も同じです。

2番目として、保育料につきましては、1月4,000円という保育料でしたけれども、4月からは所得に応じて決定するということでございます。短時間については、所得の階層によってゼロから5,500円、長時間保育につきましては、所得に応じてゼロから10,900円という設定になります。

3番目、預かり保育料でございます。こちら、現行は2時間につき200円ということでございます。4月からは、短時間保育について2時間につき200円、こちらは変更ございません。

施行の期日ですが、24年4月1日からというところでございます。

恐れ入ります。新旧対照表をごらんいただきたいと思います。1枚おめくりいただいて、2ページ目になります。こちらの、それぞれ今ご説明した内容を参照していただくような規定が入ってございます。

3ページになりますが、右側の下にページが打ってございます。すみません。別表1、こちらが新たな保育料の所得に応じた階層というところでございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページ目になります。こちら、短時間保育につきましては、8月分の保育料については、納入を要しないということで、11月分というところです。長時間については、夏休みはございませんので、12月分というところです。

4ページの別表2でございます。割合が0.5、0.6、0.7と入っております。これにつきましては、兄弟姉妹、第2子からの減額の割合というものでございます。

別表3につきましては、こちら、延長保育料ということで、こちらにつきましては、長時間で希望する方というところです。こちらも所得の階層によって料金が定まっております。

続きまして、7ページ目になります。新旧対照表の改正後の3でございます。こちら、新たに昌平幼稚園の短時間、長時間についての申し込みについての規定を加えさせていただいています。短時間保育につきましては、従前と同じように、幼稚園に申し込むという形になります。長時間保育につきましては、子ども支援課が窓口という形になっております。

続きまして、第7条のほうになります。こちらにつきましては、預かり保育時間、こちらの規定を入れさせていただいてございます。午後の6時30分までとするという1項を、入れております。

続きまして、8ページ目になります。第9条、こちらが規則で定める給食費の額でございます。種別としましては、長時間保育児が月額7,100円、こちらは年12回。短時間保育児4,000円、8月分、夏休みを除く11回分という

市川委員長 ことです。長時間保育につきましては、土曜、あと、おやつ料が入っているということで、短時間保育児よりも3,100円ほど高く設定させていただいております。

市川委員長 説明は以上でございます。

市川委員長 説明が終わりましたが、何かご意見等ありますれば、お願いをしたいと思います。

中川委員 特にございませんか。

中川委員 ちょっと質問なんですけども。改正内容ということで、「長時間保育料の新設」という、一番初めのページに表がありますけども、預かり保育料が「2時間につき200円（1日につき600円を限度とする。）」というのがありますよね。新旧対照表の抄の3の1のところに、「前号の規定に関わらず、昌平幼稚園において行う預かり保育の保育時間は、教育課程に関わる通常保育時間終了後、午後6時30分までとする」というふうになっていますね。そうすると、2時間につき200円で、昌平幼稚園では6時半まで預かってくれるということになるわけですね。

子ども支援課長 そのとおりです。

中川委員 ということは、200円掛けるその時間数、6時半までの時間数ということになると解釈してよろしいの。

教 育 長 この括弧書きがなくなるということです。1日につき600円を限度とするというのがなくなるということです。

中川委員 なくなるということは、そのとおり、制限がなくなるということですね。

子ども支援課長 そうです。

中川委員 はい。わかりました。

市川委員長 よろしゅうございますか。

市川委員長 この件につきましても、特にございませんでしたら、次回の本委員会に議案として提出をしてもらい、決定することといたしたいと思いますが。

市川委員長 何か問題ありますか。特にないですか。

（了 承）

市川委員長 それでは、ただいま申し上げましたように、次回、議案として提出していただいて、決定することとしたいと思います。

日程第3 報告

子ども施設課

- (1) 神田保育園本園舎・（仮称）神田淡路町高齢者施設の建設
（淡路町二丁目西部地区第一種市街地再開発事業南街区施設）

学務課

- (1) 麹町中学校の棚・ロッカー・収納等他1件の購入

指導課

- (1) 主幹・主任教諭 公募について

市川委員長

それでは、日程第3、報告に入ります。

子ども施設課長

初めに、子ども施設課長から報告をお願いします。

資料に基づきまして、神田保育園本園舎、また、保健福祉部の所管でありますけれども、神田淡路町高齢者施設の建設ということで、ご説明いたします。

その下に括弧で、「淡路町二丁目再開発南街区施設」というふうに書いておりますけれども、もともと、この再開発エリアにありました神田保育園の本園舎の建てかえということで、現在、再開発組合で、この建物を建てているという状況でございます。

1の建物概要、2の施設概要につきましては、この教育委員会の中でも、平面計画ができたとき、また、若干の変更があったとき、22年の2月と9月にご報告させていただきましたが、適宜ご報告ということで、今般、いよいよ解体、そこに建てる敷地の旧来の建物の解体工事が始まりましたので、改めてご報告させていただくものでございます。

まず、資料1枚目の建物概要でございます。

用途といたしましては、保育園と高齢者施設ということで、地上8階建てのビルを建設中でございます。保育園につきましては、現在98名定員ということですが、若干ふやしまして、120名定員ということになります。高齢者施設については、ショートステイ、デイサービスを行う施設でございます。

構造・高さでございますけれども、鉄筋コンクリート構造で、34メートル弱、8階建ての建物となります。

床面積、共用部分を含めまして、3,700㎡ほど。保育園は5階まで、1,800㎡ほど。高齢者施設は6、7、8階ということで、1,255㎡ほどとなっております。

施設概要でございますけれども、資料にホチキスどめについております。別紙をごらんください。色刷りで、横についております。

左側下が、地下1階の平面図。その上が配置図でございます。配置図と1階平面図でございます。地下については、倉庫、機械室等でございます。

その上、1階の平面図と配置図でございますけれども、南側、「公共広場」とうたっておりますけれども、全体700㎡ほどありまして、本来、公共の利用に供するものでございますけれども、今回その緑色の部分、約340㎡ほどになりますけれども、保育園の専用園庭、専用的と言いますけれども、専用園庭として転用させていただくものでございます。その上、1階の平面図でございますけれども、1階の左側、ここは高齢者施設のエントランスになっておりまして、高齢者施設を利用する方はこちらから入ります。右側、こちらは保育園のエントランスになっておりまして、保育園を利用する方はこちらから入ることとなります。1階には、0歳児保育室、病後児保育室、事務室等を設けます。

その右、2、3、4、5とあります。下からご説明します。2階ですけれども、2階は1歳児、2歳児の保育室と遊戯スペースになります。その上、

3階ですけれども、3歳児の保育室、遊戯室、右が子育て支援スペース・多目的スペースとありますが、子育て相談等の支援機能をここで行うものでございます。いつも行っているわけではないので、こちら辺は可動の壁にしまして、遊戯室とつなげて広く使えるような工夫もしていきます。その上、4階については、4歳児、5歳児の保育室、遊戯室でございます。一番上、5階の平面図でございますけれども、ここには保育士の更衣室、休憩室を設けるとともに、調理室を設けます。この調理室については、保育園の給食と高齢者施設の食事、両方を調理するスペースとなっております。

資料の裏面をござらんください。

6、7、8階が高齢者施設となっております。6階については、通所介護サービス、定員42名のデイサービスとなっております。7階、8階については、短期入所生活介護サービスの施設となっております。こちらは民設民営ということで、社会福祉法人が運営することとなりますが、所管としては保健福祉部門のほうとなっております。

最後に、外観のイメージということで、北側には淡路公園がございます。そこの外観のイメージと、裏には、南側ということで、先ほどご説明させていただいた公共広場側の外観イメージということで、パース図をつけております。

恐れ入ります。また1枚目の資料に戻っていただきまして、今後のスケジュールでございますけれども、この10月17日から、この施設が建ちます再開発地域の南街区、ここに建っております既存建物の解体工事が始まっております。これが大体、年明け1月ごろまで続きまして、年明けの2月から25年の2月まで、大体13カ月ほどですけれども、今ご説明した建物の新築工事にかかります。これはまだ、あくまでも予定でございますけれども、25年5月、ゴールデンウィーク明けぐらいから保育所並びに高齢者施設が開設できればというふうに思っております。

なお、今ご説明したイメージ図については、保育園にも掲示して、保護者周知を図っているところでございます。

説明は以上でございます。

市川委員長

説明が終わりました。

何かご意見等ございましたら、説明をお願いいたします。

どうぞ。

中川委員

前に伺ったかもしれないんですけど、高齢者施設のほうは民設民営というものがありますか。保育園のほうはどのような運営になっているんですか。

子ども支援課長

まだ未定でございます。この間の決算特別委員会の議論や、環境文教委員会の議論を踏まえまして、最終決定していくという予定でございます。

市川委員長

ほかによろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

特になければ、次に移りたいと思います。

次は、学務課長からですか。

学 務 課 長	麹町中学校の棚・ロッカー・収納等の外 1 件の購入についてご報告いたします。 麹町中学校新校舎竣工に伴う各種備品等の購入に当たり、下記の契約案件について、区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に基づき、区議会の議決に付されるものであり、第 4 回定例会に提案される予定であります。 案件内容としましては 2 件ございまして、棚・ロッカー・収納等の購入、それからもう一つは、机・椅子等の購入の 2 件であります。 麹町中学校の今後のスケジュールとしましては、1 月 31 日に施設の引き渡しを完了いたしまして、2 月の 1 日からこのような備品の搬入をいたしております。それが終わりました、備品搬入後、VOC 検査を行い、引っ越し作業というような形で、4 月から入学式、始業式というような形になります。
市川委員長	報告は以上です。 報告が終わりました。 何かご質問、ご意見等ございますれば、どうぞお願いいたします。 よろしゅうございますね。 （「なし」の声あり）
市川委員長	それでは、次に移りたいと思います。
指 導 課 長	次は、指導課長からですか。
指 導 課 長	それでは、教員の人事制度について、新たな仕組みが導入されることになりましたので、報告をさせていただきます。
	お手元の資料、A 4 横で、吹き出しが 8 つほど示されている図をごらんいただきたいと思います。上段に、「主幹・主任教諭 公募について」という資料をごらんください。
	これまで、教員の人事異動につきましては、東京都教育委員会と地区教育委員会が連絡調整しまして、配置校を決定していたところですが、このたび、小中学校の教員の異動に際し、主幹教諭と主任教諭を区市町村教育委員会で公募できるという仕組みを導入するということでございます。
	教員が希望する地区で、教育活動を展開する、できるということで、主幹・主任のモチベーションが高まることが期待できるということが一つ。それから、各地区で特色ある教育施策を展開していく上で、必要な人材を確保していくということを、東京都教育委員会としましては、地区教育委員会を支援するために、この制度を整理したということでございます。
	この制度は、一方では、地区の事情、状況によっては、教員の流動化といえますか、その地区で必要としている人材が各地区へ流れてしまうというような危惧もございまして、さまざまな地区からこの制度の課題等を指摘する声、指導課長会また教育長会で多くございました。しかし、最終的には、都教委として、来年度、24 年度の異動から実施するというので、動き始めたものでございます。
	本区といたしましては、知・徳・体のバランスの良い教育を進めることで

すとか、特色ある教育活動を推進すること、あるいは地域保護者とともに
はぐくむ教育を推進していくという、こういった施策を具現化していく人材を
確保するということでは、非常に良い機会と考えまして、この制度を活用す
る事務手続に今入っているところでございます。

この教員方法を実施する地区ですけれども、23区の中では13区、市部では
15市、あわせて28の区と市がこの制度を導入して、教員公募を、今準備を進
めているところでございます。

この制度の中で、上段の左から2つ目の四角囲みの下段に、「外転者の1
/ 4まで転入させることができる」という記述があります。具体的に申し上げ
ると、千代田区から他の区市に転出する人数の4分の1の数まで募集でと
れますよという縛りがかかっています。そうしますと、千代田区の場合で申
し上げると、昨年度の例ですと、昨年度本区から転出した小学校の教員は20
人です。ですから、この制度を活用するとしますと、5人まで配置できる。
それから、中学校は8人、区外に転出しましたので、配置可能数は2名とい
うことで、教員の異動規模も、本区の場合はそう多くはなりません。限られ
た人数にはなってしまいますけれども、趣旨の部分で、活性化するには、一
つの手法としてはプラスと考えているところです。

ただ、今年度の9月の段階で、区外転の候補者を見きわめたところ、小学
校では9名でした。そうしますと、本制度では2人ぐらいしかとれないと。
それから、中学校は、その時点では区外転の候補者はゼロでございます。要
項について、千代田区としては、募集人数は明記できないのですけれども、
今回、小学校のみ募集しますということで、事務作業に取り組んでいるとこ
ろです。

この選考方法に当たっては、区市町村教育委員会の判断にゆだねられてお
りますが、本区の場合は、書類選考のほか、面接を実施し、面接の際には、
学習指導案、ティーチングプランを持ち込ませて、この指導案の審査、それ
から短時間ではありますが、15分ないし20分程度ですけれども、模擬授業を課
して、実際に授業の様子も見ながら、候補者の選出、推薦をしていきたいと
思っております。最終的には、東京都が発表する教員人事異動が2月の下旬
に内示という形で発表されるのですけれども、その内示の中で、この可否と
いいますか、千代田区の公募による配置者を発表していくということで、教
員の全体異動の例年の流れと同調していくという形になっております。

説明は以上でございます。

説明が終わりましたが、いかがでしょうか。

若干、補足させていただいてよろしいでしょうか。

どうぞ。

東京都の教員公募は、都立高校については既に導入されておりまして、進
学指導重点校の学校公募、進学指導推進校に配置する教員を公募で募集した
り、都立の中高一貫校の教員も、公募で教員を配置しています。九段中等教
育学校については、この都立の中高一貫公募と同調して行っているものでご

市川委員長
指導課長
市川委員長
指導課長

ざいます。

そのほか、都立高校は、重点支援校という仕組みがありまして、2年間、重点支援校になると、教員公募できる。こういうような制度が既に都立高校では導入されておりまして、今回は義務制についても同様の考え方を取り入れていこうという動きの中で始った内容でございます。

市川委員長

これはあれですな、都立高校のほうで言えば、学校のランク化みたいなものですな。学校というよりは、何ていうのかな、その地区をランクづけするような感じですね。子どもたちは、全都、どこの学校でも応募できるんだから、それはそれでいいんだと言え、そこまでですけどね。我が区、本区にとっては、多分、応募したい、千代田区で教員をしたいという人が多いと思われるので、本区にとってはメリットのほうが大きいのかもかもしれませんよね。その辺はどういうふうに考えているんですか。

指導課長

今、委員長ご指摘のとおり、本区にとってはプラスの要素のほうが大きいと思っています。教員は1つの学校に3年勤めますと異動することができまして、6年勤務しますと、7年目は異動しなければならないというのが基本的な要綱として定められております。ただ、さまざまな学校事情で、1年、2年延長して勤務するということは、個別に審査をして対応していくわけです。本区の場合は、校内研究とか研究活動が非常に活発ですので、本区で頑張りたいという教員に来ていただいて、研究活動も一緒に取り組んでいただいて、その先生の授業力を高めていただくと。これをまた、全都的な人材活用ということで、その年限が来たときに東京都にお返しすることによって、東京都の教育内容、教育方法を先導していく役目も千代田区にはあると思っています。そういったお役目も果たしていく、本区で育てた教員を囲い込みするということではなくて、全都的に人材を――供給といったら言い過ぎになるかもしれませんが、ご活用いただくような仕組みができれば、東京都全体にもプラスになるというふうに考えています。

ただ、各地区で事情がさまざまありますので、教員の定着率が悪い、短期間で異動してしまうような課題を抱えている地区にとっては、教員の流動化が進んでしまうという、そういうリスクも高まりますので、このあたりも全都的な視野でどう見ていくかということは大きな課題になるかと思います。

東京都教育委員会は、この点について、この公募に応募するときには、所属校の校長先生と地区教育委員会の推薦がなければ応募できない、つまり校長と区教委が認めないと、外に出さないという縛りもしておりまして……

市川委員長

引きとめ策も同時に考えているわけですね。

指導課長

ええ。私どもとしては、これはこの制度の理念からすると、不整合ではないかというような指摘もさせていただいたのですが、一定程度のブレーキもかけつつ、制度を整えていくしかない、今の段階ではとらえています。

いずれにしても、本区にとってプラスの部分を活用していければと思っていますところでございます。

市川委員長	今日、そういう説明としてはあったので、理解しにくい部分もあるんだろうと思いますけど、前から問題になっているケースではあるんですね。
指導課長	ただ、都の提案時期が相当遅かったところもありまして。特別区教育長会でかなり議論していただいたというふうに……
教育長	このことについては、先週の月曜日、教育長会があったんですが、もう決まったことだということで報告があったので、周辺区の教育長さんのほうから多かったんですけども、その手続について、東京都に対して不満が言われました。教育長会も、9月は、それぞれの区が議会のために開かないんですね。そういうこともあって、指導課長会だけに事前に報告がされ、教育長会には全然その話はなかったということです。今、指導課長が言ったように、この制度は、どちらかという我々の区にとってはいろいろメリットもあると思うんですけども、そうじゃないところも、ご心配なところもあるということだと思います。
市川委員長	ということでございますが、どうぞ。
中川委員	学校の選択制にしてもそうなんですけど、公立学校というのに、ランクづけされてしまうような制度は、これに限らずあるような気がします。公立学校では、同じ子どもたちが、どこへ行っても質の良い教育を受けられたらいいんじゃないかと思うんですけども。それはそれとしまして、参考までに伺いたいんですけども、九段中等教育学校に公募で来ていらっしゃる先生はいらっしゃるわけですか。何人ぐらいいらっしゃるんでしょう。
指導課長	九段中等教育学校の教員配置については、すべて東京都の中高一貫公募の中で配置が決まります。ただ、例外として、昨年度の異動作業の中では、今年度23年度4月の配置ですけども、公募で1名だけ人材が確保できなかったものですから、一般の異動の中で、お一人、東京都から派遣をしていただいたという経緯があります。
	しかしながら、原則的には、中高一貫公募で配置を決めることになっておりますので、東京都の公募で全員が来る形になっております。
市川委員長	よろしゅうございますか。
指導課長	今回のものとはまた別の制度になっております。
中川委員	制度が違うんですね。
指導課長	はい。
市川委員長	要するに、都立の県費負担教員——県費負担教員という言葉は難しいんですけど、要するに都立の高校の先生は東京都の教育委員会が一括して押さえているものですから、そういう考え方があって、それは東京都が仕切らせてもらうよということになるわけですね。
	ただ、区市町村の公立学校については、やはり地区の教育委員会の意見を聞いて、いろいろやらなきゃいけないという部分があるわけですから、こういう制度を考え出したんでしょうね。
	さっき13区と、何とかって……
指導課長	15市です。

市川委員長	15市。
指導課長	あわせて28区市。
市川委員長	が参加するということなんですか。
指導課長	はい。
市川委員長	まあ、いい制度なのか悪い制度なのか、ちょっと、本区にとっては都合のいい制度なんでしょうけれどもね。都全体の公立の小中学校がどういうふう にそれを扱っていくのか、教員の定着度の低い地域がどういうふうに取り扱 っていくのかというのは非常に大きな問題になるんでしょうね。 いかがですか、ほかに。

（「なし」の声あり）

日程第4 その他

子ども総務課

（1）九段中等教育学校 連絡橋整備に関する経過と予定

市川委員長	特になければ、報告事項で、今までの件以外に、子ども総務課長からある んですか。
子ども総務課長	それでは、その他事項ということになりますが、九段中等教育学校の連絡 橋整備に関します、これまでの経過と予定につきましてご報告申し上げます。 お手元に資料があろうかと思います。7枚の資料であります。 1枚目に経過と予定が記載してございまして、参考1、近隣のマンション で、9月10日に行いました説明会に用いた資料でございます。 そして、おめくりいただきまして、参考の2、こちらは2回目の同じマン ションの説明会で用いた資料でございます。 そして、これは図面のように見えますが、概念図というふうにお考えくだ さい。設計までかけていませんけども、つくるとなるとこういう形に大体な りますという概念図を、2枚つけさせていただきました。 最後のページが、マンション管理組合の役員の方々から、2回にわたる説 明会で寄せられました意見なりご要望をまとめたものでございます。 それでは、まとめてご報告申し上げます。 九段中等教育学校の連絡橋整備に関しましては、この校舎整備を構想す る、平成15年度になりますけれども、議会の場で、基本的な考え方として、 富士見校舎と九段校舎、道路を挟んで設置しております。そして、多くのと ころを都立九段高校の資産であります特別教室なり体育館を大いに活用する という考え方で設置する考えでありまして、富士見側の校舎は、基本的 には、設備的なものはほとんど作らずに、普通教室を中心の校舎とするとい うところが基本コンセプトとしてありました。区議会の場でも、将来的には、 区に都立九段高校が移管された後には、連絡橋をかけることを構想している ということを報告しております。

議会報告の中で、連絡通路というのは上部につながるものもありましょうし、地下ということもあるのではないかといったご指摘がありました。その後、区の内部的な検討の中で、地下に通路をとということも検討したのですが、富士見校舎施設整備するに当たりましては、コストを削減といいますか、なるべくお金をかけないで整備しようということがありまして、地下通路をつくるようになりますと、その部分だけで、工事費が約2億円ほど高くなるということが判明いたしまして、地下に通路を通すということは当初のころから持ちませんよということを、議会の場では説明したところでございます。

そういったやりとりを経まして、建設工事は平成16年度に着手して、17年度中に終わるという2年間のものでございました。建物を建てるものですから、近傍の地元説明会を二度ほど行いました。その際に、やはり連絡橋をかける考えがあるということをご説明しましたところ、今般これからご説明申し上げますけど、近傍の九段校舎側の隣に建っております九段坂ハウスというマンションの方から、上空に連絡橋をかけることについては反対だよと。連絡通路をつくるのであれば、地下にしてほしいといったような要望が出されたというふうに記録されております。その中で、区としては、当初は、すぐには連絡橋というのは整備しませんけども、将来、連絡橋がかけられるような形での設計なり対応をとらせていただきますといったことをその場ではご説明したところでございます。

そういうことがありまして、あと、時系列的に見ますと、18年の4月に九段中等教育学校が開設し、平成20年3月には、九段高校の校舎、建物と土地が東京都から移譲を受け、20年度にこの九段校舎の改修ですとか、いろんな設備を検討する際に、改めて富士見校舎から地下通路についての可能性を探ったのですが、やはりこれは、富士見校舎、そもそも地下室がないものですから、既に建っております富士見校舎の中に地下通路をつくるというのは、現実的に不可能であると、そういう結論づけをしたところでございます。

その後、平成22年度から、仮校舎に移りまして、九段校舎、富士見校舎の改修整備工事に着手し、ことしの9月に、およそ校舎の改修工事は終わったところでございます。

いよいよ、かねてから懸案でありました連絡橋について整備をしていくということの区の方針を伝えに、9月の10日と10月の15日、2回にわたって、この近傍の九段坂ハウスというマンションの管理組合の役員会で、この連絡橋についての区としての考え方についてご説明したものでございます。それが、参考1についてご説明し、さらに9月10日の説明で寄せられたご意見なりについてお答えするものが、この参考2に記載したものでございます。

参考1は後でござんいただければと思うんですが、基本的には、いろいろと、この中でも、連絡橋をつくるのはもう決定かと。区としてはつくりたいんだということをお伝えし、ただ、区として施設を整備するものですから、

やはり地元の方々のご理解をいただきたいという気持ちがあるので、ご説明に来たという説明をしたところであります。その際に、マンションのほうから、もう既に連絡橋をかけることについてはマンションとしては反対しているんだと。それを承知でも来ているのかと。来ているということで。いずれにしても、区としてはご理解いただくために説明に上がったということをお伝えしました。

そして、参考1のスケジュールとして記載しているところがありますが、区として取り組みましたのは、地元の町会、4町会の町会長さん、連合町会に事情を説明し、これからどういう整備、着手するかといった説明をしました。そして、関係諸官庁への事前協議というのは、道路管理者であります区の土木担当セクション、そして警察、消防、東京電力といったところに打ち合わせをしておるところでございます。

そして、9月の段階になって、近隣住民への事前説明ということで、9月10日、10月15日、2回にわたりまして説明をしたと、そういう状況にあります。

今後どうするんだというところで、ご理解をいただいた上で、設計に着手するということなんですが、現在はまだ設計には着手しておりません。設計し、工事ということになるんですが、現在は、説明にご理解をいただくために、汗をかいているというところでございます。

その中で、いろいろとご意見なり質問をいただきましたのは、この連絡橋が何で必要なのかということについて、いろいろと管理組合の方々からご指摘を受けました。ふだんでも交通量がそれほどない道路で、近隣の白百合学園などは、幼稚園生から、全部、横断歩道を、別に普通に横断しているじゃないかと。そこを、九段中等の生徒は、教職員がついて横断するのは何事かと。教育の問題があるんじゃないかと。そういった指摘を再三受けました。交通安全上のことはおかしいんじゃないかと、それはやり過ぎじゃないかといったご指摘がありました。そうではなくて、私ども、この参考2の2枚目をごらんいただければと思うんですが、九段中等教育学校富士見校舎と九段校舎、頻繁に往復しております。生徒は1週間、土曜日も授業がありますから、延べにして約7,400人の生徒が行ったり来たりしている、生徒だけでも。ほかに課外活動だったり、先生の移動もあるということで、結局、3ページ目にも書いてありますけれども、移動が余りにも頻繁で、授業時間がなかなか確保が難しいんです。移動に時間がかかり過ぎて、正規の時間に食い込むような場合があって、効果的に移動するために連絡橋が必要だということを再三お伝えしているんですが、なかなかそれについてもご理解いただけないような状況にあるということでもあります。

そして、3ページ目の下のほうには、地下化についての区としてのコメントを記載いたしました。区道の下4.2メートルのところ下水道管が入ってしまっていて、そこをくぐって通路をつくりますと、大体7メートル下に通路をつくって、さらにエレベーターで上がると。そうしますと、移動の時間

は、エレベーターを使うということと、１クラスの生徒は40名いますから、１回でエレベーターで乗降できませんので、どう考えても、エレベーターということについては採用できないということを書いたものでございます。

また、その他の意見として、校舎間の移動をなるべく減らすためには、カリキュラムの工夫でできるんじゃないかといったようなご指摘がありました。それについても、校舎の配置で、九段校舎に多くの特別教室が配置され、富士見校舎に音楽室しかないというような状況で、なかなか、カリキュラムの工夫の中だけでは、校舎間の移動が効率的に行うことが困難だということをお伝えしたのと、もう一つは、横断歩道の幅を広げて一斉に渡れば横断時間が短くなるんじゃないかというようなご指摘がありました。それに関しては、横断したとしても、また整列に時間がかかって、結局は移動時間が短縮になりませんよと、そういったようなことを区として検討したことについてお伝えしたものでございます。

その他、さまざまなご意見がこの近傍のマンションの方々から寄せられて、現在、再度ご理解をいただくべく、取り組もうというふうに考えております。

あわせて、本件につきましては、先週の九段中等教育学校の経営評議会の場でも、現在の状況についてご説明申し上げました。あわせて、先週の区議会の常任委員会の場でも、同様の資料を用いまして、今の状況についてご報告したところです。

それから、今週の土曜日、九段のＰＡの役員会がございまして、そちらの場にも、私お邪魔して、目下の状況をご説明すると、そういう状況になっています。

長々となりましたが、報告は以上であります。

市川委員長

まあ、「ご理解を」という言葉を使いたいのはよくわかりますけどね。もうご理解をする相手じゃないんですから、そこら辺は、やっぱりきちんと行政の決断だということを言わなきゃいけないと思うんですよね。ご理解、このいろんな意見を見まして、反対するためにはこういうことまで言うのかというようなことが多いわけですから。ですから、それを「ご理解をいただく」というのはもう難しい話だ。もう決断してやる時期に当然来ているわけですからね。その辺はやっぱり、言葉の上ではそう言いたいのはよくわかるんだけど、それは難しい話でしょう。ねえ。ご理解はいただけない。そうすれば、行政の責任でやらざるを得ないということになるんだろうと思うんですね。いずれにしても、ご苦労さんでした。

このスケジュールどおりに行けそうなんですか。

子ども総務課長

ちょっと遅れる——もちろん年度できれいな形にはなるのが、ちょっと厳しいかもしれません。年度にこだわらず、設計などは、基本的に今の時期に設計にかかりませんと、年度末までにあがるというのはちょっと厳しいものがあるかもしれません。あるならば、ちょっと年度をまたいでのような形、工事のほうも年度をまたいで、ちょっと遅れてしまうような可能性も覚悟は

しておるところです。

ただ、まだまだ、ちょっと時間を置きながらも、説明には、まだあと2回ぐらい行かなくてはいけないかなというふうに、高山部長とは相談しながら、考えております。

最後は、委員長のおっしゃった方向で、再度、区としても全部固めながらぶつけていくというのが、最終的な方向、やり方になるかとは思いますが、

市川委員長 ということでございます。

もう、これ、建設の当初から話題になっている話なんだよね。富士見校舎をつくったところから。もう決断の時期は、とうの昔に来ているんで、ぜひ、そういう意味では、厳しいでしょうけれども、決断をしてやっていただきたいというふうに思います。

よろしゅうございましょうか。特にございませんか。

中 川 委 員 この間、九段中等教育学校の学校公開というのがありまして、何回か見させていただいたんですけども、授業内容が充実していて、良い教育をしていらっしゃるなとは思いました。授業以外の文化的な取り組みもたくさんやっていたらっしゃって、それがとってもいいなと思いました。逆に、同じ区立の中学校なのですから、神田一橋や麹町でももっとそういうことを充実させる余地があるのではと思って、帰ってきました。

市川委員長 特によろしゅうございましょうか、ほかに。

（「なし」の声あり）

市川委員長 ほかに特にないようでございますので、本日の定例会は、以上をもちまして閉会にしたいと思います。